

## 前回出された主な意見

## 4-2 審査基準について（論文投稿時）

## （1）審査項目

## 論点 26

## 事務局案

- ・研究成果がデータ提供の目的に寄与しているか。（目的適合性）
- ・データ利用申請時の分析手法を用いた内容となっているか。（分析の一貫性）
- ・特定個人の識別が可能となっていないか。（倫理性）
- ・論文投稿先がピアレビュー付きの学術誌となっているか。（投稿先の確認）

## 主な意見

- ・論文投稿先は一誌で受理されない場合も想定して複数申請してもらうことを検討すべきである。

## 5 不適正利用について

## （1）不適正利用の内容

## 論点 27

## 事務局案

- ・データの紛失・漏えいにつながる行為  
例）利用者以外の利用、持ち出し、外部ネットワークとの接続など
- ・目的外利用
- ・特定個人の識別
- ・その他、県民の信頼を失墜させる行為

## （2）不適正利用への対応

## 論点 28

## 事務局案

- ・申請者に対する不適正利用の状況や経緯等の確認
- ・不適正利用が確認された場合の被害者拡散防止のための対応  
例）利用の取消、データの即時返却、廃棄、消去など
- ・成果物の公表の禁止
- ・審査委員会への報告
- ・事実の公表

## （3）不適正利用者に対する措置

## 論点 29

## 事務局案

- ①一定期間又は無期限の利用禁止、氏名及び所属機関名の公表など
- ②措置毎に適用基準を規定し、審査委員会での審議を経て、県が判断する。

### 論点 27～論点 29 における主な意見

- ・不適正利用の具体的な行為について、段階を整理した上で事務局案を作成し、検討を進めるべきである。
- ・誓約書の提出を求めるのであれば、誓約に違えた場合の不利益処分を予め相手方に伝わるようにしておいた方がよい。
- ・県個人情報保護条例及び倫理指針等との関係を整理し、措置を講ずる際の根拠を明確にしておくべきである。
- ・申請者が最終的に使った解析データを提出していただき、それに対して調査できるような仕組みがあるとよい。

## 6 その他

### (1) 研究成果の県民への還元

#### 論点 30

#### 事務局案

論文の和訳を県へ提出することとする。

#### 【ポイント】

- ・その他どのような還元方法が想定されるか。  
例) 論文の県民向けの分かりやすい解説、事業改善につながる提案など

#### 主な意見

- ・研究成果として提出された論文を、県はどのようにして県民の利益につなげるのか検討する必要がある。
- ・県民に分かりやすく伝えるための情報発信の仕方を考えるべきである。